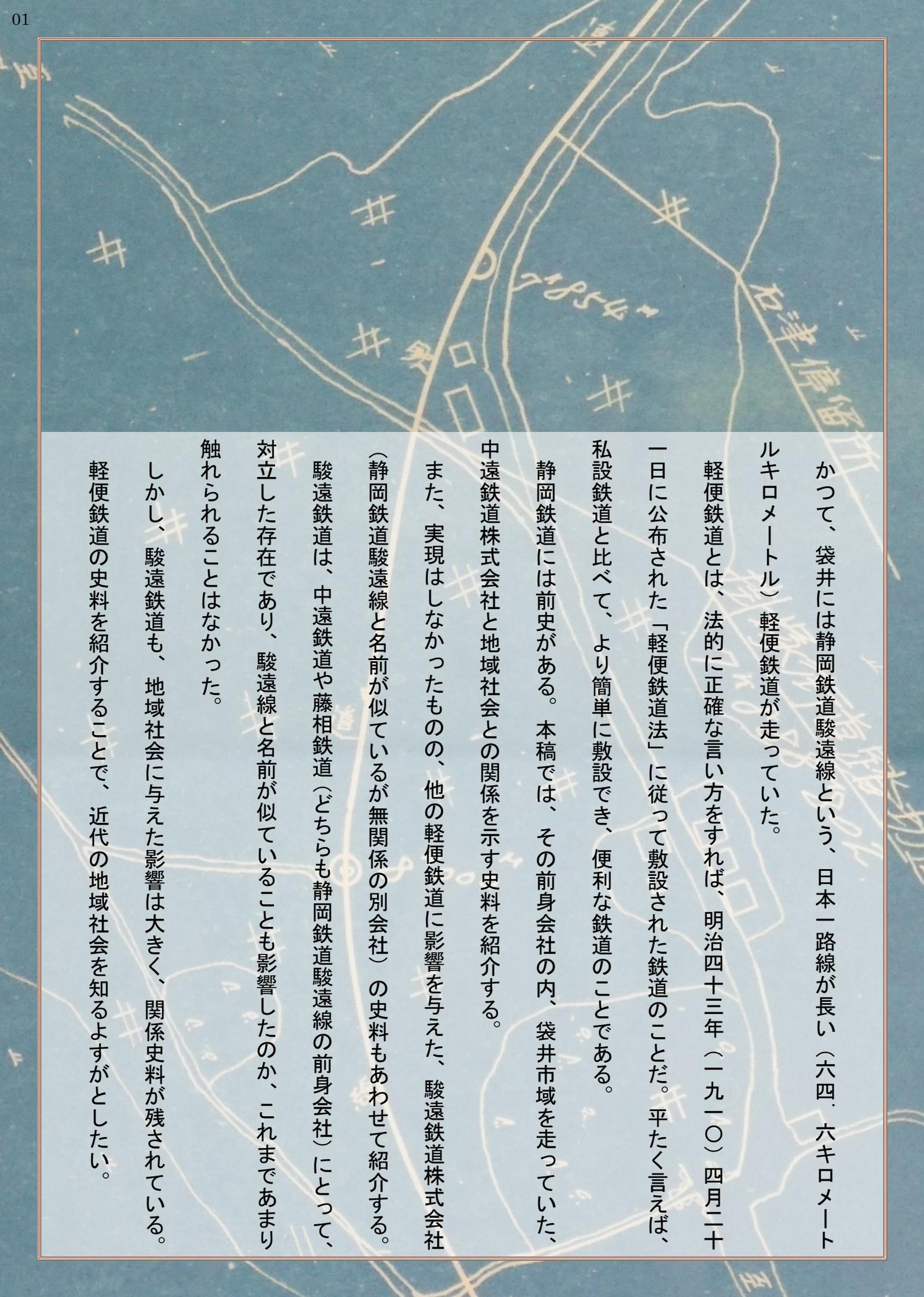


【翻刻凡例】

- 一 翻刻に際して、正字体や異体字で書かれている漢字は現在通用の字体に改め、変体仮名は現在使われている平仮名に改めた。固有名詞は、正字体、異体字のままにした部分がある。
- 一 判読困難文字は「□」でその文字分を表し、虫損・水損・破損・抹消などで判読不能の文字は「■」でその文字分を表した。文字数が不明の場合には、「」によって判読困難部分あるいは判読不能部分のおおよその長さを示した。
- 一 「」内は翻刻者による翻刻に関する注記である。誤字と判断される文字の訂正は「〈訂正後の文字〉」、判読困難箇所については「力」を、文意が通らないが原文通りに翻刻した部分については「マ、」を、衍字については「衍」を、脱字については「〔抜けている文字〕脱」を、該当する文字の右側に付した。行間の余白の都合によっては、該当部分の左側に付している場合もある。
- 一 抹消されている文字については、抹消された後に書き直された文字を本文に書き、その右側に、「×」抹消されている文字」という形で注記した。行間の余白の都合などによっては、該当部分の左側に付す、あるいは、抹消されている文字を本文中に書き、その左側に「と」を付すことで抹消を示している場合もある。
- 一 ( )内は語注である。年号の西暦変換などの注を、該当する文字の右側に付した。行間の余白の都合によっては、該当部分の左側に付している場合もある。
- 一 常設委員の氏名や、鉄道会社等の関係者の氏名等はそのまま文字起こしをしたが、入営者・除隊者の氏名は「A」などのように表記した。同じ記号の人物は同一人物である。



かつて、袋井には静岡鉄道駿遠線という、日本一路線が長い（六四・六キロメートルキロメートル）軽便鉄道が走っていた。

軽便鉄道とは、法的に正確な言い方をすれば、明治四十三年（一九一〇）四月二十一日に公布された「軽便鉄道法」に従って敷設された鉄道のことだ。平たく言えば、私設鉄道と比べて、より簡単に敷設でき、便利な鉄道のことである。

静岡鉄道には前史がある。本稿では、その前身会社の内、袋井市域を走っていた、中遠鉄道株式会社と地域社会との関係を示す史料を紹介する。

また、実現はしなかったものの、他の軽便鉄道に影響を与えた、駿遠鉄道株式会社（静岡鉄道駿遠線と名前が似ているが無関係の別会社）の史料もあわせて紹介する。駿遠鉄道は、中遠鉄道や藤相鉄道（どちらも静岡鉄道駿遠線の前身会社）にとって、対立した存在であり、駿遠線と名前が似ていることも影響したのか、これまであまり触れられることはなかった。

しかし、駿遠鉄道も、地域社会に与えた影響は大きく、関係史料が残されている。軽便鉄道の史料を紹介することで、近代の地域社会を知るよすがとしたい。

# 駿遠鉄道・中遠鉄道 略年表

駿遠鉄道株式会社

中遠鉄道株式会社

明治22年(1889)4月16日	東海道鉄道袋井停車場開業	
明治33年(1900)3月16日	私設鉄道法(大規模私鉄を想定したもので条件が厳しい)	
明治39年(1906)3月31日	鉄道国有法(私鉄は地方的交通の供給者と位置づけ)	
明治43年(1910)4月21日	軽便鉄道法(私設鉄道法より鉄道敷設条件が簡略に)	
明治43年(1910)12月15日	「駿遠鉄道敷設許可願」提出	
明治44年(1911)8月22日	駿遠鉄道発起人らに免許状がおりる	
明治44年(1911)10月10日		「中遠鉄道敷設許可願」提出
明治45年(1912)3月9日		敷設許可の免許状がおりる この後地元株主との間に紛争起こる
明治45年(1912)4月14日	駿遠鉄道株式会社設立	
明治45年(1912)4月29日	登記完了	
大正元年(1912)8月3日	新堀地区の住民から 線路予定線変更の要求が出される	
大正元年(1912)8月20日	「駿遠鉄道敷設に関する知事副申」 民有道路や河川、悪水路に関する 講究が不足していると指摘	
大正元年(1912)8月28日		中遠鉄道株式会社設立
大正元年(1912)9月11日		登記完了
大正元年(1912)10月18日	駿遠鉄道と中遠鉄道 小笠郡笠原村石津より同郡大須賀村横須賀に至る 共同線に関する契約書を交換	
大正元年(1912)11月14日	工事施工許可が出る	
大正元年(1912)12月23日		「中遠鉄道株式会社線路変更認可申請書」提出。 関係村(浅羽)と協定を以て計画を一部変更
大正2年(1913)5月	工事着手の届出	
大正2年(1913)5月8日		笠原村と同意
大正2年(1913)5月22日		大須賀村と同意
大正2年(1913)7月	第三回株主総会において 重役の会計不正が発覚 地域の株主との間で「紛擾」が起こる	
大正2年(1913)8月6日		線路敷設着工が可能に
大正2年(1913)12月25日		鉄道省技師小池駿一ら視察 ほとんど工事が進んでいない
大正3年(1914)1月11日		開通式 翌日より営業開始
大正7年(1918)4月30日	鉄道省技師小池駿一ら視察 駿遠鉄道の失効を決定	
昭和13年(1938)4月		陸上交通事業統制法
昭和18年(1943)4月13日		藤相鉄道らと合併 静岡鉄道(=駿遠線)に

## 【参考文献】

『中遠鉄道創業三十周年記念誌』(非売品、1942年)。

森信勝『静岡県鉄道興亡史』(静岡新聞社、1997年)。

浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編三 近現代』(浅羽町、1997年)。

浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 通史編』(浅羽町、2000年)。

明治三十九年(一九〇六)三月三十一日公布の「鉄道国有法」第一条で、私設鉄道は、国有鉄道を補完する「一地方ノ交通ヲ目的トスル鉄道」と位置づけられた。国有鉄道は既に通っていたが(袋井停車場は明治二十二年四月十六日開業)、通っている場所は限られており、沿線から離れた地域を国有鉄道に接続する必要が生じていた。そこで、私設鉄道によって、地方に交通網を張り巡らせようと企図したのである。

しかし、既に明治三十三年三月十六日に公布されていた「私設鉄道法」は、大規模私鉄を念頭に置いて作られた、全九十八条という長大なもので、審査も非常に厳しいものであった。

私設鉄道法から十年。当局は、私設鉄道が増えていないことに気付いた。こうして、地方の貨物や住民を国有鉄道まで運ぶため、明治四十三年四月に十一日に「軽便鉄道法」が公布された。

「軽便鉄道法」の条文数はなんと八。審査も簡単だったため、軽便鉄道の申請が全国から出されることになった。「簡単に布設できて便利な鉄道」だ。

「軽便鉄道法」公布を受け、明治四十三年十二月十五日に、「駿遠鉄道敷設許可願」が提出された。

当時、地方利益の実現として軽便鉄道設置を積極的に進めていたのは、農村を支持基盤としていた政友会だった。駿遠鉄道計画も例外ではなく、発起人の中には政友会会員が含まれていた。

駿遠鉄道計画に衝撃を受けた中遠の有力者が、「我が地元にも」と提出したのが、「中遠鉄道敷設許可願」である。翌明治四十四年十月十日のことであった。

# 駿遠鉄道・中遠鉄道 路線図



## 駿遠鉄道計画の予定線路と中遠鉄道

上に、国有鉄道（青）、中遠鉄道（赤）、駿遠鉄道（緑）の路線図を簡単に示した。

一見して明らかのように、駿遠鉄道計画は、焼津を起点に、海沿いを進み、中泉に至る進路を通っている。

明治四十三年（一九一〇）十二月十五日付け「駿遠鉄道発起趣意書」（鉄道省文書、『浅羽町史 資料編三 近現代』二一一号）には、以下のようにある。

……人口稠密ヲ極メ常ニ海陸ノ産物ニ富ミ、貨物ノ出入旅客ノ往来頗ル頻繁ナリト雖モ、未ダ交通運輸ノ機関タル鉄道ノ設備ヲ見ズ。殊ニ県下漁業地トシテ最モ有名ナル御前崎、白羽、地頭方等ノ如キハ、何レモ東海鉄道ヲ距ルコト六七里ニ及ビ、常ニ此交通不便ノ為ニ利得ヲ減殺セラル、コトノ多大ナルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ。……

ここに書かれているように、駿遠鉄道は、海に近い地域と国有鉄道を接続することを主眼としていた。

後に静岡鉄道駿遠線となる中遠鉄道や藤相鉄道は、駿遠鉄道計画をきっかけとして生まれたが、その理由は、この簡単な図を見ても明らかだろう。

地域の産物を国有鉄道に運ぶこと、そして、流通ルートを地域にも通すことが、その目的であった。

### 【上図参考文献】

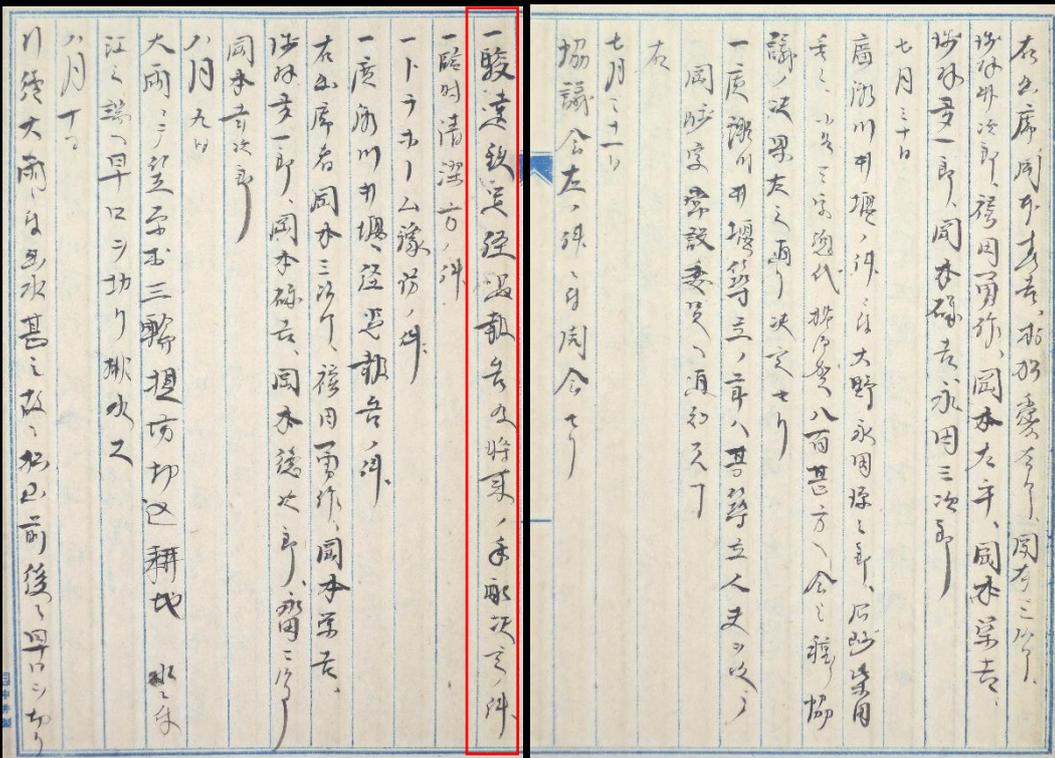
森信勝『静岡県鉄道興亡史』（静岡新聞社、一九九七年）、『浅羽町史 資料編三 現代』（浅羽町、一九九七年）、『浅羽町史 通史編』（浅羽町、二〇〇〇年）。

# 駿遠鉄道 線路敷設予定地との交渉

## 梅山の史料に残る駿遠鉄道

袋井市内では、梅山という地域の史料に、地域と駿遠鉄道株式会  
社との交渉記録が残されている。

なお、明治二十二年に、新堀村・梅山村・松原村・初越村が合併  
して東浅羽村になっているが、史料中では、梅山などのまとまりは



梅山常設委員『協議会議事録』明治43年(1910)7月21日条  
駿遠鉄道の記事が初めて登場する。

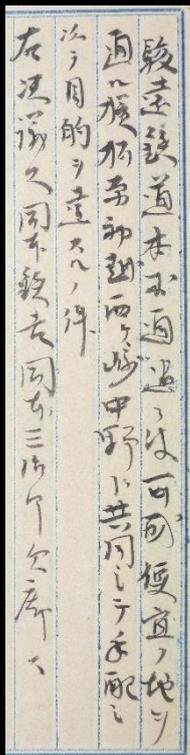
「村」と呼ばれている。行論上、地の文もそれに倣って、「村」と  
呼んでいる場合がある。

梅山常設委員『協議会議事録』明治四十三年(一九一〇)七月  
二十一日条に、「駿遠鉄道経過報告及将来ノ手配決定ノ件」につい  
て協議した、とあるのが、駿遠鉄道が登場する、かなり早い時期  
の史料だ(左上写真参照)。(当然だが)敷設願を提出する前か  
ら交渉は始まっていた。

同『協議会議事録』明治四十四年十月十八日条によると、梅山  
村は駿遠鉄道が希望通りの地点を通るよう、松原・初越・西ヶ崎・  
中野の各地域と協力して交渉に臨んだらしい。

ここに登場する地名は、東西に連続している。後に紹介する、  
中遠鉄道と関係する地名は、南北に連続している。

駿遠鉄道は東西にのびて中泉に至る計画であり、中遠鉄道は、  
南北にのびて東海道線袋井駅に至る計画であった。



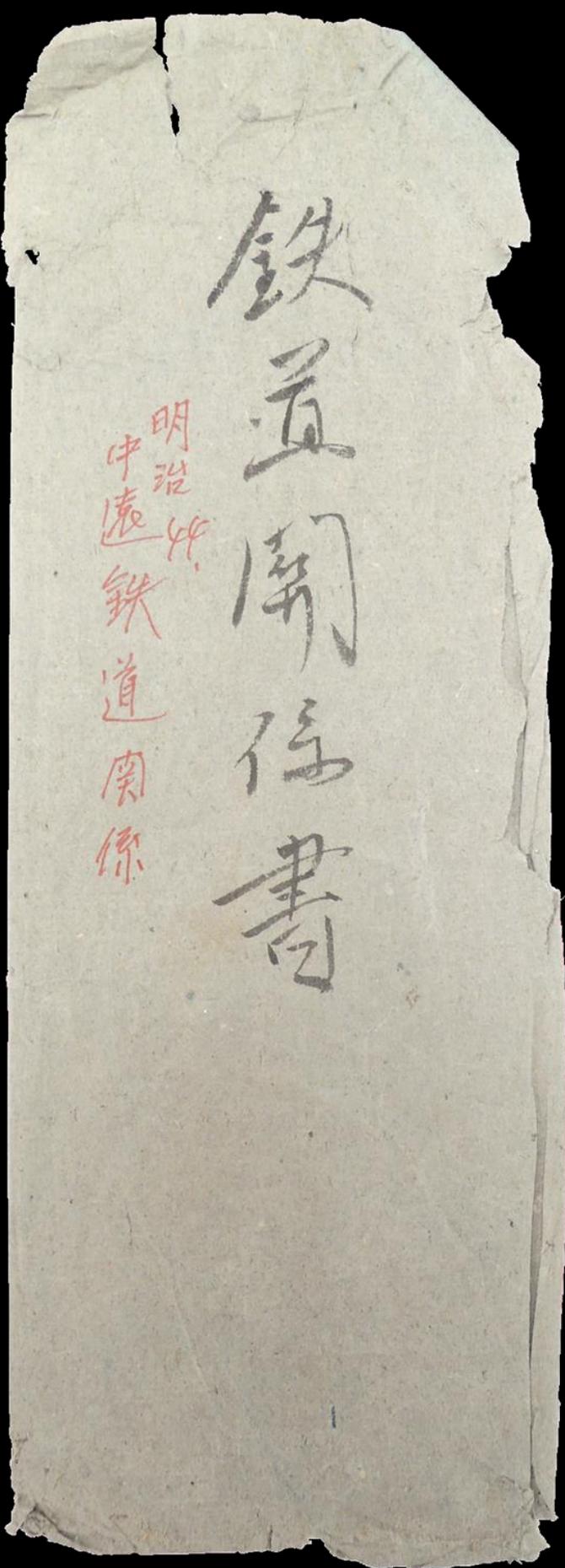
駿遠鉄道本村通過ニ付、可成便宜ノ地ヲ通ル様、松原・初  
越・西ヶ崎・中野ト共同シテ手配シ、以テ目的ヲ達スルノ  
件。  
右決議ス。岡本鉄吉・岡本三治郎欠席ス。

『協議会議事録』明治44年(1911)10月18日条

# 鉄道専門委員の設置

一月九日  
 協議会  
 駿遠鉄道本村通過ニ付、希望貫徹ノ為メ、此迄常設委員ニ  
 テ手配シ来レトモ、追々進捗ニ付、右ニテハ手配付兼ニ付、  
 更ニ委員撰任ヲ要スルニ至リタルニ付、全撰定ノ件左ノ通  
 リ決ス。

一月九日  
 協議会  
 駿遠鉄道本村通過ニ付、希望貫徹ノ為メ、此迄常設委員ニ  
 テ手配シ来レトモ、追々進捗ニ付、右ニテハ手配付兼ニ付、  
 更ニ委員撰任ヲ要スルニ至リタルニ付、全撰定ノ件左ノ通  
 リ決ス。



『協議会議事録』明治45年(1912)1月9日条

梅山常設委員『協議会議事録』明治四十五年(一九一二年)一月九日条によると、駿遠鉄道線路予定地について、地域川の希望を貫徹するため、専門の委員を設置したらしい。

その専門委員の交渉記録が残されているのだが、この史料は、長らく別々に保管されており、存在を忘れ去られていた。

左写真はその交渉記録が入っていた封筒である。「明治44/中遠鉄道関係」と赤ボールペンで書込みがされているが、时期的、地理的にそれは不自然であり、内容を読むと、明らかに駿遠鉄道株式会社の神谷社長との交渉記録であった。

察するに、この朱書は、明治末年の軽便鉄道史に詳しくない、後世の人物による後補なのであろう。この誤った朱書と、日記の文字が読めなかったためか、この史料は数十年間忘れ去られていた。

左：梅山常設委員『鉄道右関係日記』封筒

# リンクする『鉄道関係日記』と『協議会議事録』

## 梅山常設委員（鉄道専門委員）『鉄道関係日記』（抄出）

○十二月三十日。初越、松原、西ヶ崎、梅山、泉屋ニテ相談ヲナス。

金巻円拾貳銭 中食

一 金貳拾銭 かし代 浅羽取替

一月二日。村会議員常設委員役場へ集会ス。株式ノ件

一月六日。松原・原田・浅羽、神谷ヲ訪問ス。中入行四十二銭淺羽取替 梅山岡三岡節関係。

一月十四日。予定線決定ノ為メ各字委員、浅羽ト松原へ集会ス。

一月十八日。予定□ヲ□タルニ付、今□方□ニ付、初越・西ヶ崎・梅山ト丈八ニ集会ス。夕食代壹円拾銭。

浅羽取換ス。

一月十九日。梅山・松原・初越・西ヶ崎・中野、一人宛神谷氏訪問后、神谷氏ト共ニ福田行、松丸技師ニ面会ヲナス。

夕食代四円拾五銭。浅羽取換払。中野馬車代各自払。

一月二十日。石羽西大淵ト協議ノ為メ、浅羽出張ス。

一月三十一日。松原集会所ニ各字委員協議ス。

○二月三日。神谷氏ヲ各字委員ヲ訪問ス

（村長三治郎 浅羽 各自払。）

二月十七日。神谷氏来リ希望線ヲ検分ス。岡崎。

二月十八日。岡磯・岡三治郎・浅羽三人ニテ横須賀出張中ノ神谷氏ヲ訪問。

中食代三治郎氏取換へ払。

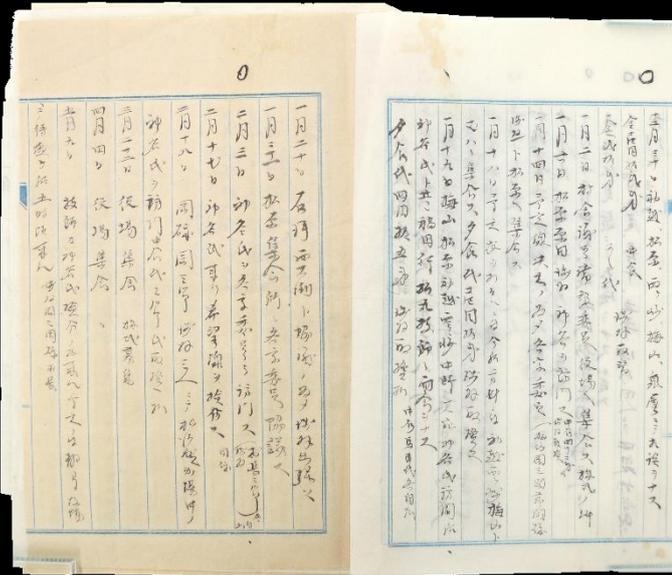
三月二十二日。役場集会。株式募集。

四月四日。役場集会。同。

五月九日。技師及神谷氏検分ノ為

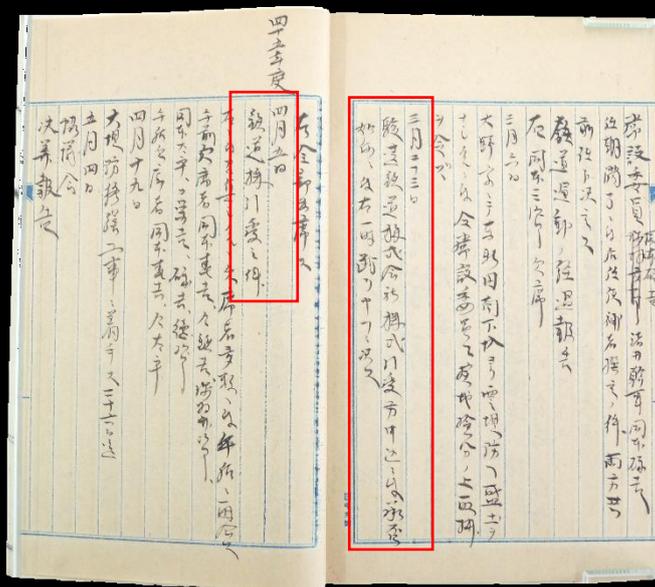
来ル。予定ニ付輛弓役場ニテ待受后、

十一時頃来ル。浅羽・岡三・岡磯・村長。



梅山常設委員（鉄道専門委員）『鉄道関係日記』

三月二十三日  
駿遠鉄道株式会社引受方申込ニ付、承否如何ニ付、右一時断リ申テ決ス。  
右、全部出席ス。

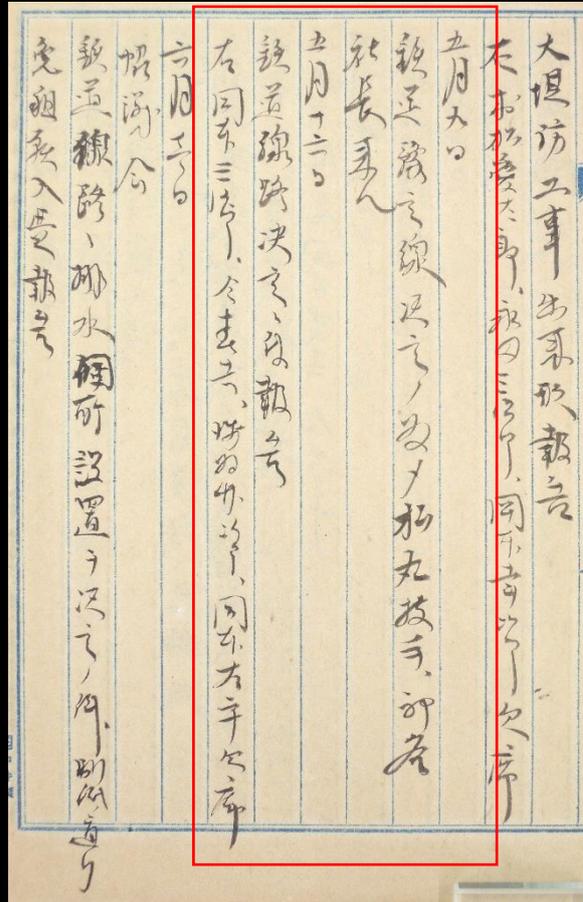


四月五日  
鉄道株引受之件。

梅山常設委員『協議会議事録』明治45年（1912）3月23日条・4月5日条

### 駿遠鉄道予定線の決定

明治四十五年三月、四月頃に、駿遠鉄道株式会社の株式購入について、おおよそ話がまとまったらしい。予定線の決定は、同年五月頃から話が動き出す。『協議会議事録』明治四十五年五月九日条には「鉄道予定線決定ノ為メ、松丸技手・神谷社長来ル」とある。『日記』明治四十五年五月九日条には「五月九日。技師及神谷氏検分ノ為来ル。予定ニ付朝ヨリ役場ニテ待受后、十一時頃来ル。浅羽・岡三・岡磯・村長。」とあり、『日記』同年五月十日条・五月十五日条でも技師に面会している。



『協議会議事録』明治45年(1912)5月9日・5月16日条

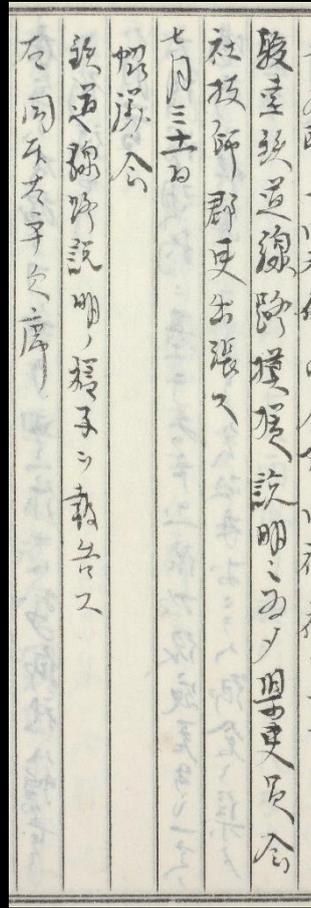
五月九日  
 鉄道予定線決定ノ為メ、松丸技手・神谷社長来ル。  
 五月十六日  
 鉄道線路決定ニ付報告。  
 右、岡本三治郎、全春吉・浅羽竹次郎・岡本太平欠席

この後、『協議会議事録』同年五月十六日条には「鉄道線路決定ニ付報告」とあり、ここで予定線が決まったらしい。

同年六月十四日には「鉄道線路へ排水所設置ヲ決定」したと報告があった(『協議会議事録』)。

『協議会議事録』同年七月二十八日条には「駿遠鉄道線路模様説明之為メ、県吏員・会社技師・郡吏出張ス」とある。

この後七月三十一日条には「鉄道線路説明ノ様子ヲ報告ス」とあり、これ以降駿遠鉄道の記事は姿を消す。『日記』も、五月十五日条で擱筆されているから、梅山の方では、線路決定で一段落、と認識していたようだ。



『協議会議事録』明治45年(1912)7月28日・7月31日条

(七月二十八日)  
 駿遠鉄道線路模様説明之為メ、県吏員・会社技師・郡吏出張ス。  
 七月三十一日  
 協議会  
 鉄道線路説明ノ様子ヲ報告ス。  
 右、岡本太平欠席

# 駿遠鉄道計画の挫折

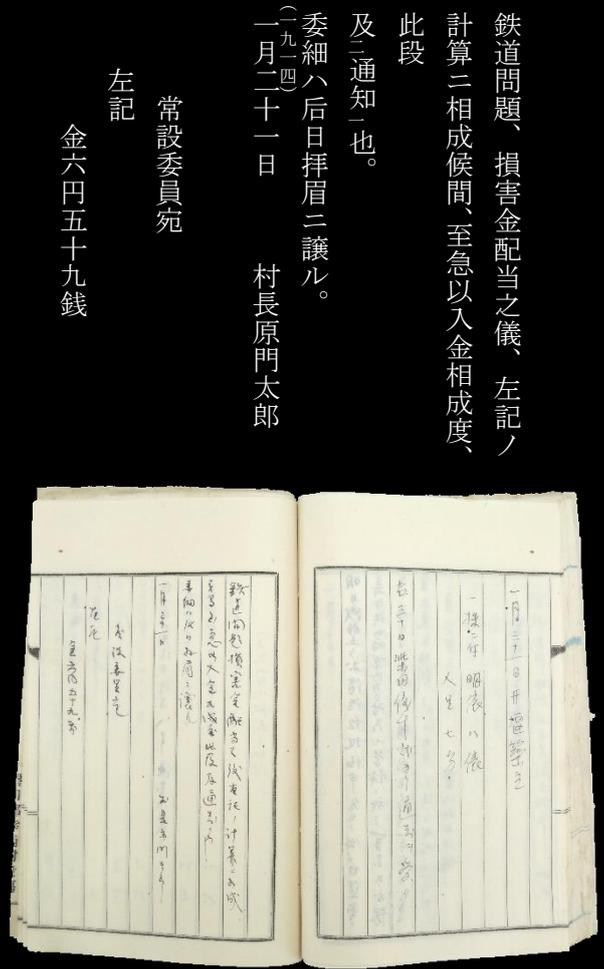
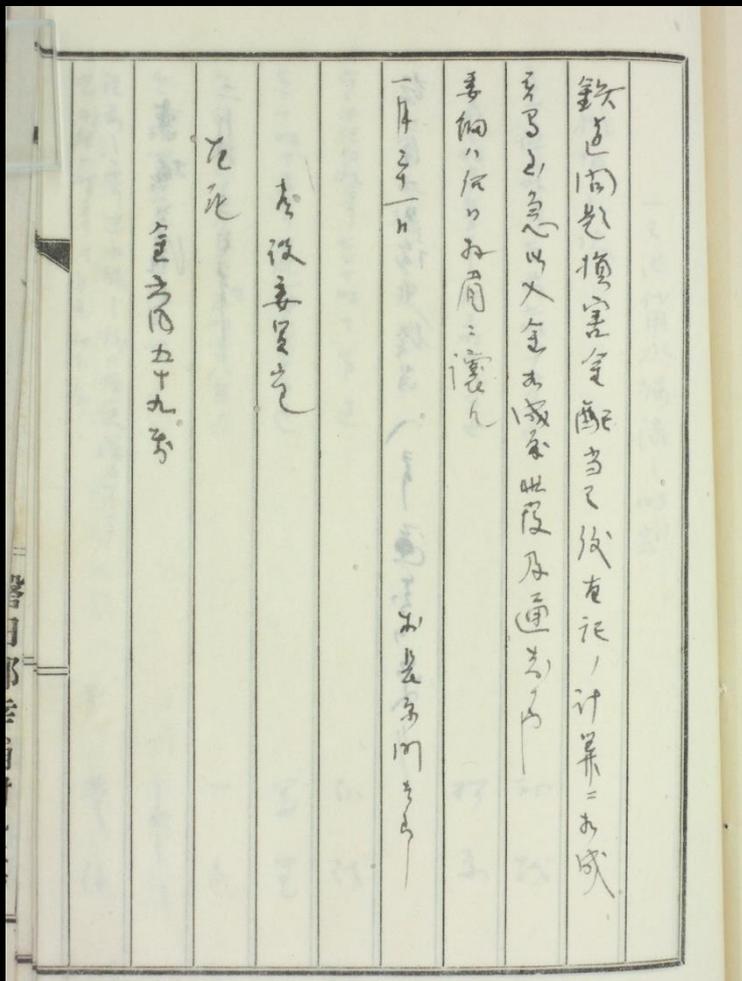
駿遠鉄道予定線路決定後の、明治四十五年（一九一二）八月二十日付け「駿遠鉄道敷設に関する知事副申」（浅羽町史 資料編三 近現代『二二三号』）には、以下のようにある。

一 磐田郡東浅羽村地内ハ地元村ニ於テハ、会社計画線ニテ強テ異議ナキモノ、如クナレトモ、磐田郡上浅羽村、西浅羽村及小笠原郡原村ニ於テハ異議有レ之。畢竟地元村ト其他ノ町村トハ利害關係ヲ異ニスルタメ、地元民ハ可レ成北部ニ敷設シテ悪水防禦ノ用ニ供セントシ、他町村ハ線路新設ノ為悪水ノ排除ヲ沮害セラレントスルヲ憂ヘ、可レ成南部ニ敷設スルヲ望メルモノ、如ク認メラレ候。同所附近ハ水害地タルタメ悪水排除ニ関シ屢紛議ヲ生シ、為メニ堤防道路ノ如キモ其高サヲ規定シ定杭ヲ建設シタル個所モ有之。且敷設免許申請当時ノ線路ハ南部ヲ通過スルモノナルヲ、今回北部ニ変更セントスルモノニ有之候ニ付、篤ト御調査相成度、若シ会社申請ノ線路ニテ御認可相成ルモノトセハ、該線路ハ定杭以下ノ高ト為シ、尚悪水排除ニ就テモ充分ノ設備ヲ講セシムヘキモノト存候。為ニ参考ニ關係村意見書写添付致候。

「東浅羽村地内」は、これまで見てきた地域のことだから、交渉が功を奏したようだ。他の地域については、悪水問題に加え、前年十月十日に提出されていた中遠鉄道計画も関係しているのだろう。

しかしこの後、駿遠鉄道計画は挫折することになる。駿遠鉄道計画にとって致命的だったのは、大正二年（一九一三）の「紛擾事件」だ。大正二年七月十五日、第三回株主総会において、駿遠鉄道株式会社重役の会計不正が発覚し、地元株主との間に「紛擾」が起こる。結果、工事が進まなくなった駿遠鉄道計画は、大正七年四月に視察に訪れた鉄道省技師小池駿一らによって失効が決定され、挫折した。

下写真は初越常設委員の備忘録。「粉状事件」の損害金配当について書かれている。



鉄道問題、損害金配当之儀、左記ノ計算ニ相成候間、至急以入金相成度、此段  
及ニ通知一也。

委細ハ后日拝眉ニ譲ル。

（一九一四）  
一月二十一日 村長原門太郎

常設委員宛

左記

金六円五十九銭

# 中遠鉄道

明治四十四年（一九一一年）十月十日、「中遠鉄道布設許可願」が提出された（鉄道省文書、『浅羽町史資料編三 近現代』二二八号）。

## 中遠鉄道布設許可申請書

今般拙者等相謀リ、静岡県磐田郡笠西村高尾ヲ起点トシ同県小笠郡大須賀村横須賀ニ至ル輕便鉄道ヲ布設シ、鐵道院東海道線袋井駅ニ連絡スル旅客貨物ノ運輸營業仕度候間、特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度、別紙起業目論見書、敷設費用概算書、營業収支概算書、線路予測平面図、線路予測縦断面図及仮定款謄本相添、此段奉願候也。

明治四拾四年拾月拾日

（中略）

起業目論見書

一 目的

旅客貨物ノ運輸營業

二 名称及事務所

中遠鐵道株式会社ト称シ、静岡県磐田郡笠西村高尾千百九拾五番地ニ事務所ヲ置ケ

三 資金額及出資方法

資本金拾万円ノ株式組織トシ、壹株ヲ金五拾円トス

（後略）

「企業目論見」、その「目的」として、「旅客貨物ノ運輸營業」が記されている。

本稿では、あえて、その当たり前の部分、つまり、中遠鉄道の旅客貨物の運搬に注目してみたい。

# 中遠鉄道の株式

## 中遠鉄道株式会社の株式

中遠鉄道株式会社は、当然のことながら、株式を購入してもらわなければ、資本が集まらなかった。

しかし、軽便鉄道敷設の全盛期である大正初年においても、地方の軽便鉄道の株式は、全くと言っていいほど投資的な魅力が無かった。

従来の研究でも、軽便鉄道の株主は大部分が沿線地域の地主であり、株式購入は、配当収入目的ではなく、地域社会に対する自己の利益の還元行為だったと理解されている。

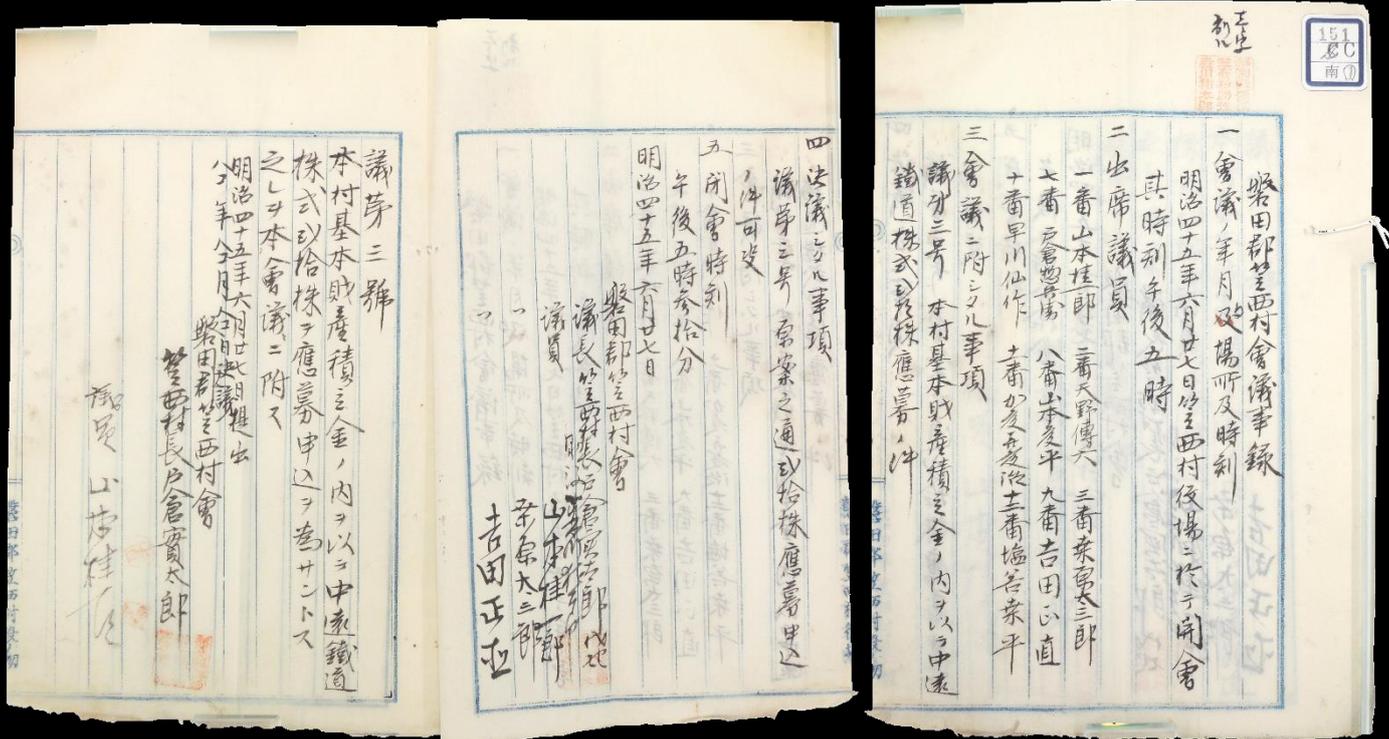
『中遠鉄道創業三十周年記念誌』を見ると、大正三年（一九一四）八月五日の臨時株主総会を回想して、以下のように記述している。

……常時役員が引受けた株式は全部の七割を占めて居る、初めから営利的でない地方鐵道株を斯くしても責任を持たねばならぬ当時の重役諸君の苦心を察せらるゝのである。

いささか自虐的な回想である。では、重役以外にどのような人々が株式を購入したのか、というと、同『三十周年記念誌』の、創業時の箇所に以下の記述がある。

……会社が第一回の払込みが終了したのが其年（明治四十五年／一九一二）の八月二十八日となつて居り、僅かの歳月で株式会社組織が出来て居る、資本金十萬円、株式数二千株、株主の総数が三百十七名、其多数が笠原村と上浅羽村、笠西村の人達である。村のおもだった人達の全部と言っても良い熱心さである。

この記述によれば、中遠鉄道が通過する地域が株式を熱心に購入したという。ここに名前が挙がっている地域の内、断片的ながら、笠西村と上浅羽村の史料が残されている（下、次ページ写真）。



笠西村会 明治45年（1912）6月27日「磐田郡笠西村会議事録」



# 芝停車場の設置

大正二年（一九一三）十二月二十五日付け「復命書」（鉄道省文書、『浅羽町史 資料編三 近現代』二二五号）には、停車場・停留場について、以下の記述がある。

……停車場ハ、新袋井ノミハ兎ニ角営業開始ニ支障ナキ程度ニ於テ竣工シタリト雖、新岡崎、新横須賀両停車場ハ到底四、五日中午竣工ノ見込ナシ。停留場ハ諸井、芝ノミ竣功シ、他ハ全ク未着手トス。……

停車場は貨物の積み下ろしが出来る規模のもの、停留場はそれより小規模のもの、と思つていただきたい。

右の「復命書」は、中遠鉄道の工事が進んでおらず、審査に落ちたことを記したものののだが、諸井、芝停留場は、中遠鉄道の中でも、割と早い時期から完成していたらしい。大正三年一月九日の「復命書」（同二二六号）にも「芝停留場」として登場する。



芝停車場周辺線路略図

さて、いち早くできた芝停車場だが、浅羽常設委員「議事録」大正三年二月十日条には「軽便鉄道停車場設置スルヲ会社ニテ請求スル」とあり、中遠鉄道開業の一月後に、浅羽常設委員で、停留場を停車場に拡大してもらおう、と話がまとまったらしい。

同「議事録」大正三年二月十八日条には、「芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金壹百五拾円寄附スル事ヲ承認ス」とあり、芝停車場設置のため、寄付金を募ることも決定した。

現在、芝停車場跡に残る「柴停車場記」という石碑を見ると、停車場に拡大してもらおうとした背景や、本場に百五十円の寄付を集めたことが記されている。

浅羽常設委員「議事録」（右大正三年二月十日条、左同年二月十八日条）

一 軽便鉄道停車場設置スルヲ会社ニテ請求スル

一 軽便鉄道停車場設置スルヲ（事）ヲ会社ニ向テ請求スル

芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金壹百五拾円寄附スル事ヲ承認ス

芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金壹百五拾円寄附スル事ヲ承認ス。

# 石碑「柴停車場記」

## 【原文】

晨觀<sub>ニ</sub>墨江之花<sub>一</sub>、暮賞<sub>ニ</sub>嵐山之芳<sub>一</sub>。遠則數時而到、近則瞬間而達。載<sub>ニ</sub>人蓄<sub>一</sub>輪<sub>ニ</sub>貨物<sub>一</sub>運<sub>ニ</sub>搬四方<sub>一</sub>者、則為<sub>ニ</sub>鐵路汽車之便<sub>一</sub>今也。設<sub>ニ</sub>於都鄙<sub>一</sub>行<sub>ニ</sub>於各國<sub>一</sub>、地上殆如<sub>ニ</sub>棋局之面<sub>一</sub>。如<sub>ニ</sub>我中遠之地<sub>一</sub>、固不<sub>レ</sub>漏<sub>ニ</sub>斯大局時勢進運<sub>一</sub>、促之大正三年初春、自<sub>ニ</sub>袋井<sub>一</sub>到<sub>ニ</sub>横須賀<sub>一</sub>設<sub>ニ</sub>置鐵路汽車<sub>一</sub>以便<sub>ニ</sub>民庶<sub>一</sub>。而其間淺羽之地、沃壤豐富、桑茶菓蔬之產特為<sub>ニ</sub>夥多<sub>一</sub>、既有<sub>ニ</sub>郵便局及銀行等備<sub>一</sub>。而無<sub>ニ</sub>停車場設<sub>一</sub>甚懷<sub>ニ</sub>不便之感<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是有志諸氏相謀、釀金得<sub>レ</sub>設<sub>ニ</sub>置停車場於柴<sub>一</sub>。爾來淺羽繁榮倍<sub>レ</sub>旧、為<sub>ニ</sub>百貨輻湊之區<sub>一</sub>而、四隣近鄉潤沢年加増焉。顧<sub>ニ</sub>二區<sub>一</sub>一<sub>レ</sub>條<sub>ニ</sub>車路不<sub>ニ</sub>特謀<sub>一</sub>全郡贏利<sub>一</sub>迨<sub>ニ</sub>萬人便益<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>其功德偉<sub>一</sub>、且大矣。茲勒<sub>ニ</sub>貞珉聊記<sub>一</sub>其由<sub>一</sub>。乃作<sub>レ</sub>頌曰、

維時大正三年春 通<sub>ニ</sub>鐵路<sub>一</sub>分拓<sub>ニ</sub>葦葦<sub>一</sub> 袋井<sub>レ</sub>横須賀<sub>一</sub>徑<sub>ニ</sub>一線<sub>一</sub>  
 南北繫兮如<sub>ニ</sub>通隣<sub>一</sub> 中程設<sub>ニ</sub>此停車場<sub>一</sub> 往復運搬便<sub>ニ</sub>人民<sub>一</sub>  
 更喜文化迨<sub>ニ</sub>辺陬<sub>一</sub> 知識日進事皆新  
 大正四年四月 八十三翁鴻齋石川英撰<sub>併書</sub>

石碑「柴停車場記」を見ると、「載<sub>ニ</sub>人蓄<sub>一</sub>輪<sub>ニ</sub>貨物<sub>一</sub>運<sub>ニ</sub>搬四方<sub>一</sub>者、則為<sub>ニ</sub>鐵路汽車之便<sub>一</sub>今也」(人や食料を載せ貨物を輸送し、四方に運搬することは、鉄道汽車の便利な点の第一である)と、汽車の輸送能力への期待を書き、そして、「而其間淺羽之地、沃壤豐富、桑茶菓蔬之產特為<sub>ニ</sub>夥多<sub>一</sub>、既有<sub>ニ</sub>郵便局及銀行等備<sub>一</sub>。而無<sub>ニ</sub>停車場設<sub>一</sub>甚懷<sub>ニ</sub>不便之感<sub>一</sub>」(袋井と横須賀の間にある淺羽の地は、土地は豊かで、桑・茶・果実・蔬菜類が多く産出されているのに、既に郵便局や銀行はあるのに、停車場の設備がないのは甚だ不便に思う)と、停車場設置を求めた理由が書かれている。

すなわち、産物が多いのに、それを輸出するための設備がない。貨物を国有鉄道に載せられるように、停車場がほしい、という訳だ。

## 【現代語訳】

朝に大阪の花を觀て、暮れには京都の花の香りを楽しむ。昨日は東奥(東北地方)の名所にいたが、今日は南薩(鹿児島)の町で酔っぱらっている。遠くには数時間で着くし、近ければ一瞬で着く。人や食料を載せ貨物を輸送し、四方に運搬することは、鉄道汽車の便利な点の第一である。都市と田舎をつなぎ、各国へ行き来ができる。地上はまるで碁盤のようだ。我が中遠の地のごときは、もとよりこの大局、時勢の流れにもれることなく、大正三年一月に、袋井から横須賀まで、鉄道を設置した。これによって人々の暮らしは便利になった。しかし、袋井と横須賀の間にある淺羽の地は、土地は豊かで、桑・茶・果実・蔬菜類が多く産出されているのに、既に郵便局や銀行はあるのに、停車場の設備がないのは甚だ不便に思う。そこで、有志が集まって相談し、お金を集めて柴に停車場を設置してもらった。これより淺羽の繁榮はかつての倍となり、百貨が集まる地になって、近隣の地域も豊かになって年々栄えた。少し考えてみても、鉄道は特に全郡の利益を目指したわけでもないのに、万人の便益に貢献している。その功績は偉大といふべきである。まさに大なるかな。ここに石碑として、貞珉がちよいとその由来を記す。頌は以下の通り。

時に大正三年春 鐵路が通じ草木の茂る土地を拓いていつた 袋井と横須賀はつながり その中程にこの停車場を設置した 鉄道は往復運搬し人民の生活を便利にした 更に文化が田舎にも及ぶことを喜ぶ 知識は日々深まり物事は全て新しくなつてゆく

大正四年四月

八十三翁鴻齋石川英撰<sub>併書</sub>

# 中遠鉄道と旅行

日蓮上人

## 御降誕地房州小湊参詣及成田・佐倉参拝東京遊覧会員大募集

◇期日 昭和十二年二月九日午後十一時四十三分(袋井) 昭和十二年二月九日午後十一時四十三分(袋井)

◇會費 金拾五圓九拾錢也 (費用一切ヲ含ム) (東京遊覧ハ御自辨)

申込ト同時ニ金壹圓也申受殘金ハ會員章ト引換 明朝食一回分御持參ノコト

### ◇行程概要

○二月九日 午後十一時四十三分袋井發 午前六時下總中山着中山法華經寺参拜年中行事ノ一ツタル寒中百日ノ荒修業ヲ了シタル行僧ノ御加持ヲ載ク午前九時下總中山發房總半島ヲ一週シテ午後〇時半安房鴨川着自動車ニテ小松原鏡忍寺多聞寺清澄山日澄寺高生寺小湊水族館等参拜見學ノ上小湊第一ノ小湊ホテルニ投宿

○二月十一日 紀元節 午前六時半小湊ホテル發日蓮寺妙蓮寺誕生寺鯛ノ浦等参詣午前八時半小湊驛乘車大綱成東ヲ經テ成田着 成田不動尊宗吾神社参拜午後五時頃上野着驛前一泊夜ノ東京見物

○二月十二日 午後二時半頃マデ東京見物(費用各自負担) 午後三時十分東京驛發午後七時五十三分袋井着目出度解散

### ●新袋井驛往復賃金

芝	10
新岡崎	15
新横須賀	20
野中賀	25
野大坂	30
野南新	40
合戸	50
池田	25
池佐	20
豊福	25
梅幸	25

中間停留所 運賃同一 大割引

主催 袋井 中遠鐵道旅行會 電話五十番ノ甲

中遠鐵道旅行會「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田・佐倉参拝東京遊覧會員大募集」(昭和12年(1937))

2月9日	午後11時43分	(国鉄)袋井駅發。
2月10日	午前6時	下總中山着。中山法華經寺参拜、寒中百日の荒行を了した行僧の加持をいただく。
	午前9時	下總中山發。房總半島を一周。
	午後0時半	安房鴨川着。自動車にて小松原鏡忍寺・多門寺・清聴山日澄寺・高生寺・小湊水族館参拜、見学。「小湊第一ノ小湊ホテルニ投宿」。
2月11日 紀元節	午前6時半	小湊ホテル發。日蓮寺・妙蓮寺・誕生寺・鯛ノ浦等参詣。
	午前8時半	小湊駅乘車。大綱成東を經て成田着。成田不動尊宗吾神社参拜。
	午後5時頃	上野着。駅前一泊。「夜ノ東京見物」。
2月12日	午後2時頃まで	東京見物(費用各自負担)。
	午後3時10分	東京駅發。
	午後7時53分	(国鉄)袋井駅着。解散。

房州小湊参詣・成田 佐倉参拝スケジュール

観光と鉄道は密接な関係を持っている。鉄道敷設が盛んに行われた一八九〇年代から昭和三十年(一九五五)頃まで、観光の主力は鉄道だった。

八〇年代後半)からのことで、その展開の中で「初詣」という新行事も生まれた。

ここに紹介するのは、中遠鐵道旅行會が企画した関東旅行のチラシである。ここでも、東京見物に加え、寺社参詣がメインに据えられている。

# 大正9年（1920）、袋井駅発列車の時刻表

西行										東行																				
全	全	静岡	全	全	全	全	全	全	全	東京	國府津	沼津	静岡	東京	下關	那波	岡山	全	姫路	神戸	全	下關	京都	米原	大垣	名古屋	豊橋	濱松		
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	午後	全	全	全	午前	全	全	全	全	全	全	全	全	全	午後	全	全	全	全	全	午前
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	午後	全	全	全	午前	全	全	全	全	全	全	全	全	全	午後	全	全	全	全	午前	
十二時七分	九時四十分	八時四十分	七時四十分	六時四十分	四時二十九分	二時三十一分	全	全	全	十二時三十八分	十時三十三分	九時〇九分	七時三十三分	午前六時〇八分	十一時四十七分	十時〇七分	八時四十七分	七時十九分	五時三十分	三時二十六分	三時〇六分	一時五十分	十一時十四分	九時三十九分	八時〇八分	五時五十九分	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
濱松行	京都行	岡山行	姫路行	大垣行	全	下關行	神戸行	京都行	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	

中速輕鐵袋井發							秋葉鐵馬車袋井發								
全	全	全	全	午後	全	午前	全	全	全	全	午後	全	全	午前	
全	全	全	全	午後	全	午前	全	全	全	全	午後	全	全	午前	
八時十二分	六時三十二分	四時五十五分	二時三十五分	十二時十五分	九時四十二分	七時四十六分	七時四十六分	六時十七分	四時三十二分	二時三十四分	十二時四十一分	十一時〇七分	九時四十二分	八時十一分	六時十一分

森町行

長電話二十六番  
振替東京三三七番  
發電符(イ)又(イ)號

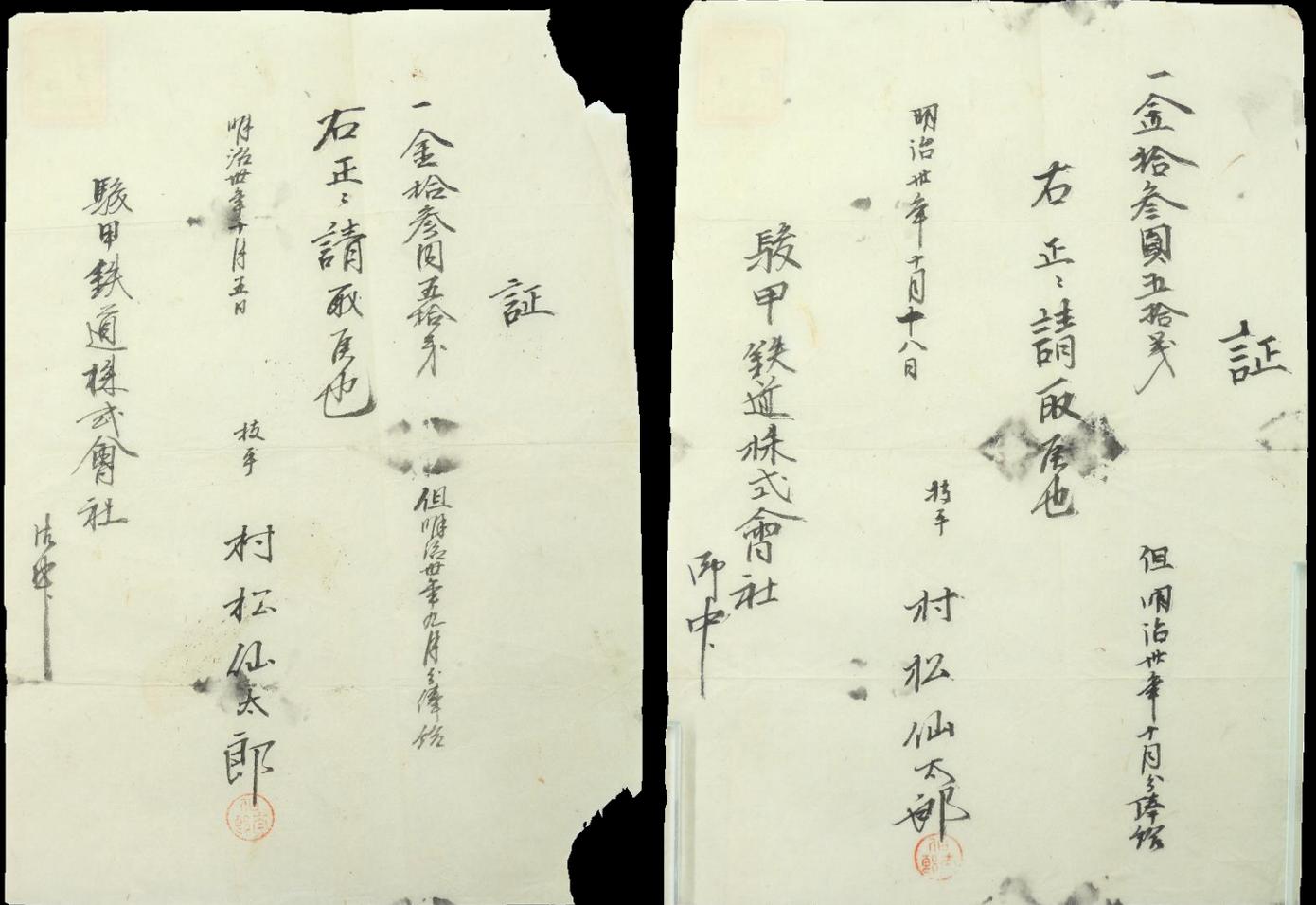
横須賀行

部分拡大 「大正九年一月一日 袋井發時間表」(縦 390mm×横 545mm)

中速輕鐵袋井發						
全	全	全	全	午後	全	午前
全	全	全	全	午後	全	午前
八時十二分	六時三十二分	四時五十五分	二時三十五分	十二時十五分	九時四十二分	七時四十六分

横須賀行

# なぜ駿甲鉄道の史料が袋井に？



柴村出身で、明治時代に県会議員や東浅羽村長などを勤めた浅羽要衛武（「ヨウエム」と読まれているが、私見では「ヨウエモン」と読んでいた可能性があると考えている）という人物がいる。

浅羽要衛武家文書の中に、「駿甲鉄道」という鉄道会社へ宛てた請取証が二通あった（上写真）。

内容は明治三十年（一八九七）九月・十月分の給料十三円五十銭を受け取りました、というものののだが、なぜ駿甲鉄道の史料が浅羽要衛武家文書に含まれていたのだろうか。

駿甲鉄道は、駿遠鉄道と同じく、実現しなかった軽便鉄道計画だ。明治二十五年（一八九二）六月の鉄道敷設法公布により、全国の鉄道敷設予定線の完成時期について序列がつけられた。

ここで、甲府―岩淵間は第二期あるいは第三期完成線となる。

それが我慢ならなかった清水・静岡・岩淵・甲府の有志は、甲府岩淵線を第一期線に変更昇格させるための運動を起こした。

その後、御殿場―甲府線は、技術的に難しいということで中止になり、八王子―甲府線の方向で、明治二十七年から工事が進んだ。

前述の昇格運動をしていた人たちは、官鉄は待ちきれない、と、明治二十八年に、甲府―岩淵間に私設鉄道、「駿甲鉄道」を敷設しようとして動き出した。

同時期に、東京の鉄道起業家たちも、これまた「駿甲鉄道」という名前の私設鉄道を、ほぼ同じルートで、甲府―岩淵間に敷設しようとしていたもので、それを知った地元の人々は、渋沢栄一を紹介してもらい、彼に仲介してもらって、両案を一本化。明治二十八年末に出願。翌明治二十九年一月に許可された。

しかし、当時は日清戦争の影響で不況。着工に踏み切れないまま、明治三十二年末に駿遠鉄道株式会社は解散することになりました。

上で紹介した請取証は、この時期のものだ。

相習せり者其後其必芳門を  
 以て榮えり行あり今年其勤務  
 への勤務を授けられたる何し  
 中其勤務を授けられたる何し  
 自令息子は是道本縣廳に於て  
 量技士の勤務を授けられたる  
 任に成る面其勤務を授けられたる  
 任に成る面其勤務を授けられたる  
 任に成る面其勤務を授けられたる

此系を修められたる其道に  
 徹し困却は居る何れも其  
 君より令息子の勤務を授けられたる  
 今測量の勤務を授けられたる  
 其勤務を授けられたる何れも  
 直接の通報を授けられたる  
 信教の中其勤務を授けられたる

七月廿二日  
 浅利要衛武君  
 竹内健三郎

前ページの続きだが、明治三十三年、官鉄甲府岩淵線の第一期完成線昇格運動が再燃。静岡・山梨・長野の三県会その他の協力を得るも国会で採択されず。

日露戦後の明治三十九年、政府は鉄道国有化政策をとる。

経営困難な私鉄の国有化と、積極的な鉄道敷設推進だ。明治四十三年には、軽便鉄道法が公布され、さらに鉄道が敷設しやすくなる。

この軽便鉄道建設ブームの中で、富士身延軽便鉄道という軽便鉄道計画が出願された。加島を起点として、大宮―富士川東岸―甲府とつながっていく計画で、これは、明治四十四年に許可された。

駿甲鉄道の関係者は、富士身延軽便鉄道と同時期に、今度は駿甲軽便鉄道計画を立ち上げる。こちらは興津（のちに江尻に変更）を起点として、甲府へつながる計画だったが、出願したところ、ルートが富士身延軽便鉄道とほぼ同じで、目的も、甲信地方と清水港の接続、身延山参詣者の運搬、と同じだったため、「既に同じ計画で富士身延軽便鉄道に許可を出した」と言うことで、駿甲軽便鉄道計画には許可が下りず、ここに計画は潰えた。

地理的に、あまり柴村の方とは関わりがなさそうだが、なぜ浅利要衛武家文書に残されていたのか。

謎を解く鍵は、要衛武宛の手紙綴にあった。その内の竹内健三郎書状（上写真／次ページに拡大写真）を見ると、以下のようにある（抄訳）。

息子さん、県庁の測量技手をやめて、駿甲鉄道の測量方になられたそうですね。新聞で見ましたよ。  
 駿甲鉄道がどんなものなのか、知りたいと思っていたのですが、その機会もなく、困っておりました。  
 何卒、息子さんに、駿甲鉄道のことを教えてくださるよう、お願いしたいだけではないでしょうか。  
 追伸 息子さんに私の住所もお伝えください。

明治時代の鉄道愛好家からの手紙だろうか。しかしこれで謎は解けた。浅利要衛武の息子（測量技手）が、駿甲鉄道の測量方に勤めていたのだ。

御令息養、是迄本県庁ニ於テ測量技手御勤務被レ遊居候処、御辞任被レ成、今回駿甲鉄道測量方  
 御担任相成候趣、新聞紙上ニテ一見仕候。就テハ該駿甲鉄道測量模様是非承知仕度存居候得共、其  
 道無レ之。誠ニ困却仕居候間、何卒右之旨貴君ヨリ御令息へ御紙面相願度……

御令息養、是迄本県庁ニ於テ測量技手御勤務被レ遊居候処、御辞任被レ成、今回駿甲鉄道測量方  
 御担任相成候趣、新聞紙上ニテ一見仕候。就テハ該駿甲鉄道測量模様是非承知仕度存居候得共、其  
 道無レ之。誠ニ困却仕居候間、何卒右之旨貴君ヨリ御令息へ御紙面相願度……

## ◎駿遠鉄道

### 1、梅山常設委員『協議會議事録』(抄出)

(前略)

(一九二〇年)  
七月二十一日

協議会。左ノ件ニ付開会セリ。

- 一 駿遠鉄道経過報告及将来ノ手配決定ノ件。
  - 一 臨時清潔方ノ件。
  - 一 トラホーム予防ノ件
  - 一 広瀬川井堰経過報告ノ件
- 右出席者、岡本三治郎・袴田勇作・岡本栄吉・浅羽多一郎・岡本磯吉・岡本徳次郎・永田二次郎・岡本吉次郎

(中略)

(一九二一年)  
十月十八日

駿遠鉄道本村通過ニ付、可レ成便宜ノ地ヲ通ル様、松原・初越・西ヶ崎・中野ト共同シテ手配シ、以テ目的ヲ達スルノ件。  
右決議ス。岡本鉄吉・岡本三治郎欠席ス。

(中略)

(一九二二年)  
一月九日

協議会

駿遠鉄道本村通過ニ付、希望貫徹ノ為メ、此迄常設委員ニテ手配シ来レトモ、追々進捗ニ付、右ニテハ手配付兼ニ付、更ニ委員撰任ヲ要スルニ至リタルニ付、全撰定ノ件左ノ通り決ス。

岡本三治郎・岡本春吉・岡本節太郎・岡本磯吉・浅羽多一郎

右決定ス。岡本三治郎・全春吉・全太平・全徳次郎欠席。

(中略)

(一九二二年)  
二月二十二日

協議会

常設委員岡本磯吉・諸井幹事岡本磯吉任期満了ニ付、后任候補者撰定ノ件、両方共前任ト決定ス。  
鉄道運動ノ経過報告。  
右、岡本三治郎欠席。

(中略)

(一九二二年)  
三月二十三日

駿遠鉄道株式会社引受方申込ニ付、承否如何ニ付、右一時断リ申上ニ決ス。  
右、全部出席ス。

(中略)

四十五年度 (一九二二年)  
四月五日

鉄道株引受之件

右ニ付召集シタルニ欠席者多数ニ付、午后ニ再会ス。

午前欠席者岡本春吉・全鉄吉・浅羽竹次郎・岡本太平・同栄吉・磯吉・徳次郎

午後欠席者岡本春吉・全太平

(中略)

(一九二二年)  
五月九日

鐵道予定線決定ノ為メ、松丸技手・神谷社長來ル。  
五月十六日

鐵道線路決定ニ付報告。

右、岡本三治郎、全春吉・浅羽竹次郎・岡本太平欠席

(中略)

(一九二二年)  
六月十四日

協議会

鐵道線路へ排水所設置ヲ決定ノ件、別紙ノ通り。

(中略)

右、岡本三治郎・全鉄吉・全太平・全幸四郎欠席

(中略)

(一九二二年)  
七月二十八日

協議会

大堤防修繕工事費用報告ノ件。

聖上陛下御不例ニ付、全快御祈禱ヲナスヲニ決ス。

右、岡本春吉・村松愛太郎欠席

午后、聖上御不例ニ付全快ノ御祈禱ヲナス。

駿遠鐵道線路模様説明之為メ、県吏員・会社技師・郡吏出張ス。

七月三十一日

(一九二二年)  
協議会

鐵道線路説明ノ様子ヲ報告ス。

右、岡本太平欠席

(後略)

(豎帳、罫紙使用、縦二四二mm×横一六五mm×厚七mm)

2、梅山常設委員『鐵道關係日記』(抄出)

(封筒表)

# 鐵道關係書

(朱筆)

『明治44

中遠鐵道關係』

(封筒裏)

浅羽多一郎

## 鐵道關係日記

○十月八日。丈八へ会ス。出席者八人

加藤末吉、加藤善平、安間仙吉、近藤梅吉

原田甚寿計、丸尾近一郎、岡本磯吉、浅羽多一郎

夕食四円参銭。支払円貳円参銭浅羽、貳円原田松。

○十月十七日。丈八へ会ス。八人。

加藤善平、加藤広次外前回同シ。

夕食代弍円六拾七錢淺羽支払。

○十月二十二日。中野・<sup>〔加藤・広次丸〕</sup>加藤広次・松原・原田・淺羽。三人ニテ豊浜伏見館ニテ相談ヲナス。加藤払。

○十二月二十四日。丸尾、善平、五平、淺羽、四人ニテ中泉神谷氏ヲ訪問ス。各自払。

○十二月三十日。初越、松原、西ヶ崎、梅山、泉屋ニテ相談ヲナス。

金壹円拾貳錢 中食

淺羽取替

一 金貳拾錢 かし代

一月二日。村會議員常設委員役場へ集會ス。株式ノ件

一月六日。松原・原田・淺羽、神谷ヲ訪問ス。 中入行四十二錢  
淺羽取換 梅山岡三岡節

關係。

一月十四日。予定線決定ノ為メ各字委員、淺羽ト松原へ集會ス。

一月十八日。予定□ヲ□タルニ付、今□方□ニ付、初越・西ヶ崎・梅山ト丈八ニ集會ス。夕食代壹円拾錢。淺羽取換ス。

一月十九日。梅山・松原・初越・西ヶ崎・中野、一人宛神谷氏訪問后、神谷氏ト共ニ福田行、松丸技師ニ面會ヲナス。

夕食代四円拾五錢。淺羽取換払。中野馬車代各自払。

一月二十日。石羽西大淵ト協議ノ為メ、淺羽出張ス。

一月三十一日。松原集會所ニ各字委員協議ス。

○二月三日。神谷氏ヲ各字委員ヲ訪問ス（ 村長三治郎 淺羽 各自払。

二月十七日。神谷氏来リ希望線ヲ檢分ス。 岡崎。

二月十八日。岡磯・岡三治郎・淺羽三人ニテ横須賀出張中ノ神谷氏ヲ訪問。中食代三治郎氏取換へ払。

三月二十二日。役場集會。株式募集。

四月四日。役場集會。同。<sup>〔株式募集〕</sup>

五月九日。技師及神谷氏檢分ノ為来ル。予定ニ付鞆弓役場ニテ待受后、十一時頃来ル。 淺羽・岡三・岡磯・村長。

○五月十日。丸尾・近藤・淺羽三人ニテ横須賀へ技師ニ面會ノ為行。夕食代丸尾取換。

○五月十五日。技師ニ面會ノ為、福田及豊濱行。 淺羽・初越二人。西ヶ崎二人。

夕食代弍円貳拾五錢。淺羽取換。

旅費日当拾壹円六拾五錢。

組合費 拾壹円〇貳錢。

同 五円貳拾五錢 □□□□ 割戻金

同 壹円 諸井防水費 今□□□□殘

（後略）

（封筒 縦二二二mm×横七九mm、日記 縦帳、縦二五一mm×横一七五mm×厚二mm）

### 3、豊任常設委員「願」

願

駿遠鉄道敷設ニ付、過般、係官実地御踏査トシテ御出張相成、工事設計上概略御示シ有之而、意見アラバ箇所毎ニ付書面ヲ以テ可申立旨御口示相成候ニ付、退テ協議仕候処、元来吾淺羽ト唱スル地形タルヤ、東北ハ小笠山脈海ニ突出シ、北西ハ原谷川・太田川胞困シ、南一方口ニテ中窪ノ土地ニシテ、悪水排除ニ非常ニ苦心致シ且完全ノ悪水路トテハ無之。故ニ出水セバ、田面一体ニ流過セシム。然ルニ鉄道線路ヲシテ横断セラル、ニ於テハ、仮令排水工事施工セラルト雖モ、一時ノ大水ハ疏通セサルモノト確信仕候。斯テハ作物ノ不耕ニ歸スルノミナラズ、一部家屋ハ床上ニ達シ、一般ノ生存上ニモ關係致シ、容易ナラサル儀ニ候。是即チ既往ノ実見ニ徴シ明ナル次第御座候。夫レ故ニ旧来悪水ノ為メ紛議起リ、其

筋ノ裁定ノ結果、各所ニ定杭有之、契約ニ相成居候処、今回鉄道夫ヨリ何レモ壹尺以上ノ高サニシテ、到底堪ヘル所ニ無之。翻テ南部地元村ハ、却テ水防用トナリ、幸福ニ可有之候而メ（シテ）、鐵道線路トシテハ如斯屈曲セサルヨリ一直線ニ横須賀ヨリ豊浜村ニ出テ候。好幸ノ線路有之候間、掛塚道路ノ南部迄御変更相成候様、該会社へ御示諭被下度、御参考トシテ略図相添此状奉願候也。

大正元年八月二日

村長 印

知事宛

（裏書）

大正元年八月三日輕便ノ件

惠助 新七 七郎平  
 壹折宛 平吉 □□□ □□□  
 嘉平 藤四郎 宇之藏  
 十二人 五郎平 栄藏 清治

（一紙、罫紙使用、縦二八二mm×横三九八mm）

※『淺羽町史 資料編三 近現代』216の下書。ただし、内容が微妙に異なる。

4、初越常設委員『大正二年四月一日ヨリ全參年三月三十一日ニ至ル備忘録』（抄出）

（前略）

庶乙第五八号

左記ノ件ニ付、御報告等御協議申度ニ付、明五日正午ヨリ、当役場江御參集相成度、此段及ニ通知一候也。

（一九一三年）  
 大正二年八月四日

常設委員宛

村長 原門太郎

左記

- 一 駿遠鐵道ニ関スル件
- 一 原野谷川改修ニ関スル件
- 外 数件

（中略）

庶乙第八七号

「A」氏 「B」氏  
 「C」氏 「D」氏  
 「E」氏

右ハ、来ル三十日、浜松及豊橋近衛師團へ入營候ニ付、例ニヨリ御見送り相成度、此段及ニ通知一也。  
 （一九一三年）  
 十一月二十八日

常設委員宛

村長代り  
 助役

三十日午前九時、八幡神社揃

（中略）

庶乙大八九号

陸軍電信隊兵軍曹「F」君

右之者、来ル十二月一日午后二時袋井停車場着ノ予定ニテ、帰郷候間、例ニヨリ歡迎相成度、此段及ニ通知一也。

（一九一三年）  
 十一月三十日

村 長

常設委員宛

(中略)

鉄道問題、損害金配当之儀、左記ノ計算ニ相成候間、至急以入金相成度、此段及ニ通知ニ也。

委細ハ后日拝眉ニ譲ル。

(一九二四年)  
一月二十一日

村長原門太郎

常設委員宛

左記

金六円五十九銭

(後略)

(縦帳、縦二四五mm×横一六七mm×厚一〇mm)

◎中遠鉄道

5、笠西村会 明治四十五年六月二十七日「磐田郡笠西村会議事録」

明治四十五年六月廿七日提出  
全年全月全日決議

笠西村長戸倉實太郎 (印)

磐田郡笠西村会議事録  
議長 (森川猪太郎) 一 會議ノ年月及場所及時刻  
(一九二二)

議員 山本桂一郎

明治四十五年六月廿七日笠西村役場ニ於テ開會。其時刻午後五時。

(綴、「磐田郡笠西村役場」罫紙使用、縦二四二mm×横一六〇mm×厚1mm)

二 出席議員

一番山本桂一郎 二番天野傳六 三番栗原太三郎

七番戸倉惣兵衛 八番山本藤平 九番吉田正直

十番早川仙作 十一番加藤喜藤治 十二番塩谷栗平

三 會議ニ附シタル事項

議第三号 本村基本財産積立金ノ内ヲ以テ、中遠鐵道株式拾株応募ノ件。

6、淺羽常設委員『大正元年拾月一日より全元年三月三十日ニ至ル土木費決算明細簿』(抄出)

四 決議シタル事項

議第三号 原案之通、式拾株応募申込ノ件可決。

(前略)  
大正元年下半年「」

五 閉會時刻

午後五時參拾分

支出之部  
(中略)

明治四十五年六月廿七日

磐田郡笠西村会

議長笠西村長戸倉實太郎代理

助役森川猪太郎 (印)

議員 山本桂一郎

議員 栗原太三郎

議員 吉田正直

議第三号

本村基本財産積立金ノ内ヲ以テ、中遠鐵道株式拾株ヲ応募申込ヲ為サントス。  
之レヲ本會議ニ附ス。

(中略)

一 金拾參円參拾參錢

拾戸長集會及ヒ

一 金六円拾七錢

輕便委員會日當

(中略)

一 金拾四円四拾參錢

輕便實費

一 金拾四円四拾參錢

輕便「」及ヒ  
□字々「」補

月日 大正元年度下半年土木費明細書

摘要

(中略)

收入

支出

□ (氏名)  
□

全 (十月一日)

、七六〇 軽便株申込ノトキ帖用印代

(中略)

全 (十一月十九日)

、一六〇 鉄道員へ送料 村「」保  
陳情書

(中略)

廿四日 (十一月)

六、六八〇 軽便線路確定 「」郎  
村長慰勞会補助

(中略)

(以下年月日不明 大正二年二月七日以降)

、七五〇 鉄道用地調 村松定吉

(中略)

三、〇二〇 軽便集會実費 寺井宇之吉(印)

(中略)

三、一五〇 鉄道用実費 伊藤市太郎(印)

四、二三〇 軽便委員日当 河村猶吉他七人(印)

(中略)

右檢了ス

(連印)

大正貳年三月三十日

常設委員

西野六三郎 (印)

鈴木由三郎 (印)

(堅帳、罫紙使用、破損甚大、計測不能)

7、浅羽常設委員『議事録』(抄出)

(前略)

八月十六日 午後十時ヨリ

(中略)

一、中遠鉄道起工ニ付、請負工夫住宅ノ件、便宜ヲ為ス事。

先方希望ノ集會所ハ討論シ、共進社家屋ヲ借り受ケ先方ニ承認ヲナサシム。

(中略)

九月五日 午後二時

(中略)

一、軽便線ノ郡界橋延長及位置変更ヲ監督官庁へ請願スルヲ。

一、小路海戸橋ノ件ハ浅名代表者ト常設委員ト會合シ、其顛末ヲ委員・拾戸長ニ報告スルヲ。

(中略)

九月十七日午後 軽便委員連合會

(中略)

一、小路海戸悪水排除ハ長二間ノ橋梁ヲ浅羽地内・浅名地内へ各一ヶ所架設スルヲヲ会社ニ要求スルヲ。

但場所ハ、浅羽ハ東西線道路ノ北側ノヲ。  
浅名ハ松下道ノ南側

(中略)

九月廿六日正午 軽便委員連合

(中略)

九月十七日ノ決議ヲ実行スル為メ、監督官庁及会社へ出頭、事情ヲ陳フル事。

(中略)

九月廿七日 軽便委員拾戸長連合集會 正午方

(中略)

- 一、田代前尺土管ヲ変更シ、全地比端ニ於テ式尺ノ開梁ヲ設クルヲ。  
但場所ハ田代孫作所有地内ノヲ。  
右之通り決定ス。

(中略)

拾月一日 夜 拾戸長并ニ輕便委員連合集会

(中略)

- 一、田代前悪水配除法ハ中裁者及管督管庁ノ裁決ニハ服従スルモノトス。

(中略)

十一月廿九日 夜 集会

(中略)

- 一、田代前排水路ノ件、郡長案ヲ報告ス。

(中略)

(一九一四年) 二月十日 夜 集会

(中略)

- 一、輕便鉄道停車場設置スルヲ会社ニ向テ請求スルヲ。

(中略)

二月十八日 正午方集会

(中略)

芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金老百五拾円寄附スル事ヲ承認ス。

(中略)

八月五日集会出席者

(中略)

- 一、田代孫作前輕便鉄道橋梁加設接続関係地主トハ覚書ヲ作製シ、相互一通ツ、  
ヲ取交セ置クヲ。

(後略)

(縦帳、罫紙使用、縦三三五mm×横一七〇mm×厚5mm)

8、浅羽常設委員『大正三年上半期 土木費出納報告書』(抄出)

(前略)

大正参年度上半期土木費支払明細書

月日

収入金

支出金

摘要

氏名

(中略)

(一九一四年五月) 同十日

、三六〇

中遠鉄道会社行往復汽車賃金及実費 河村和吉 加藤善次郎

(中略)

七月

、二五〇

字平尾輕便鉄道橋梁下土取片付人夫 原崎丈作

七月

(中略) (八月五日か)

六、六六〇

字平尾橋梁新築掛替一ヶ所諸色

金原滝十(印)

(中略)

(九月) 同十七日

、四八〇

輕便鉄道会社行往復賃金及実費

河村和吉 加藤善次郎

(後略)

(縦帳、罫紙使用、縦二四五mm×横一六五mm×厚二mm)

9、浅羽常設委員『大正十四年後半期ヨリ 土木費出納簿』(抄出)

(前略)

(一九二五年一月九日)

同日 兵隊歓迎二輕便賃

同日 往復三四分

(中略)

(一九二七年十一月二十九日)

同日 全上袋井駅見送り往復

(入営者)

(中略)

(一九二八年一月八日)

同日 大河内 入営袋井

同日 駅見送汽車賃常設委二人分

(中略)

(一九二八年一月)

同日 「G」 全上

(一月八日条参照)

(中略)

(入営者)

同日 前二項二付見送芝新袋井

同日 往復乗車賃及入場券

(一九二八年五月二十九日)

(中略)

(一九二八年八月)

同日 帰還兵「H」 出迎へ袋

八日 井駅往復乗車賃及入場券

(中略)

(一九二八年八月)

同日 「I」 輝帰還歓迎袋井往復乗車

十四日 賃

(中略)

(一九二八年十一月)

同日 「J」 歓迎芝袋井乗車

十七日 賃及入場券

(中略)

(一九二八年十一月)

同日 「K」 除隊帰郷歓迎袋井

三〇日 駅往復乗車賃及入場料

(中略)

(一九二九年一月九日)

同日 入営見送り袋井往復汽車

同日 賃及入場料式人分

(中略)

(一九二九年三月)

同日 岡崎土管や行

一六日 往復汽車賃

(中略)

(一九二九年六月)

同日 「L」 満期除隊二付袋井駅へ式人分、

八日 諸井行四人分輕便賃 □□ 払フ

(中略)

(一九二九年十一月二十八日)

同日 満期兵歓迎ノ為メ袋井へ輕便賃

同日 十一月一日田中・大石二人ノ迎イ

(後略)

(縦帳、縦二三一mm×横一五五mm×厚一六mm)

10、浅羽常設委員『昭和五年度 土木費出納簿』(抄出)

(前略)

(入営者)

同日 前項 大河内安太郎

同日 汽車賃

(一九三二年三月三十一日)

(中略)

(一九三三年六月十三日)

同日 入営者迎 袋井芝間汽車代

(中略)

、五四 五二二、四九

、五四 四二八、一一

、一八 四六二、九二

、五八〇 二二〇、八五〇

、四四〇 二六五、三二〇

、二七〇

、四四〇

(一九三二年八月三十日)  
同月 「M」除隊二付輕便  
同日

、  
二二〇

(一九三四年七月)  
同月 「T」氏滿期除隊  
十九日 輕便賃淺羽信一・鈴木良平

、  
四〇

(中略)  
(一九三二年)  
十二月 シノカヤ「N」除隊二付  
一日 袋井往復輕便賃

、  
三三  
三六七、九四

(中略)  
(一九三四年)  
十二月 「U」入營見送  
一日 輕便賃

、  
四〇

(中略)  
(一九三三年七月十九日)  
同月 「O」除隊ノ際  
同日 輕便賃前崎倉三郎

、  
二〇

(中略)  
(一九三五年)  
一月 「V」君滿期除隊  
卅一日 歡迎汽車賃淺羽・鈴木

、  
四〇

(七月十九日)  
同月 「P」除隊ノ際  
同日 袋井 輕便賃

、  
四〇  
七一、四八

(中略)  
(一九三五年)  
五月 河村兄・古池繁好両氏  
三日 帰郷歡迎袋井行車口分

、  
五五〇

(中略)  
(一九三三年十月)  
同月 「Q」君滿期除隊二付  
二十日 袋井輕便賃前崎倉三郎・淺羽信一

、  
四〇

(中略)  
(一九三五年七月二十六日)  
同月 「W」君ノ歡迎二付  
同日 袋井行輕便二人分

、  
五〇〇

(中略)  
(一九三三年十月三十日)  
同月 「R」君袋井 輕便賃前崎倉三郎・淺羽信一

、  
二〇

(中略)  
(一九三五年十一月三十日)  
同月 全上袋井へ往復輕便賃  
同日 (入營兵)

、  
四〇〇

(中略)  
(一九三四年一月十九日)  
同月 入營者見送り袋井 輕便賃前崎倉三郎・淺羽信一

、  
四〇  
一二七、八八

(中略)  
(一九三六年一月八日)  
同月 全上袋井 輕便賃  
同日 (入營兵)

、  
四〇〇

(中略)  
(一九三四年一月二十五日)  
同月 「R力」君滿期除隊  
同日 袋井往復輕便賃前崎倉三郎

、  
二〇

(中略)  
(一九三六年一月)  
同月 「X」君袋井 輕便賃  
九日 見送り輕便賃

、  
二〇〇

(中略)  
(一九三四年一月三十一日)  
同月 同君見送り袋井往復輕便賃  
同日 前崎倉三郎・淺羽信一

、  
四〇

(中略)  
(一九三六年)  
五月 「Y」君入團二付  
三十一日 芝駅ヨリ袋井迄輕便代二人代

、  
五〇

(中略)  
(一九三四年三月)  
同月 「S」君滿期除隊  
三十日 袋井 輕便賃

、  
四〇

(中略)  
(一九三六年五月)  
三十一日 芝駅ヨリ袋井迄輕便代二人分

、  
四〇

(中略)

(中略)  
 (一九三六年六月三十日)  
 同月 「a」 入団二付  
 同日 芝ヨリ袋井迄軽便代

(中略)  
 (一九三六年九月)  
 同月 「U」 君歡迎二付  
 十日 袋井ヨリ芝駅迄二人分

(中略)  
 (一九三七年一月)  
 月 「b」 君入営二付  
 十日 芝駅ヨリ袋井駅迄軽便代

(中略)  
 (一九三七年二月二十六日)  
 月 輕便代二人分 大河内  
 日 古池

(縦帳、縦三三二mm×横一五二mm×厚一六mm)

、  
五〇

、  
五〇

、  
四〇

、  
五〇

11、「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田佐倉参拝東京遊覽會員大募集」

日蓮上人  
 御降誕地房州小湊参詣及

成田佐倉参拝東京遊覽會員大募集

◇期日 昭和十二年二月九日午後十一時四十三分 (袋井駅発)

◇会費 金拾五円九拾錢也 (費用一切ヲ含ム)  
 (東京遊覽ハ御自弁)

申込ト同時ニ金壹円也。申受殘金ハ會員章ト引換  
 明朝食一回分御持参ノコト

◇行程概要

○二月九日 午後十一時四十三分袋井發

○二月十日 午前六時下総中山着。中山法華經寺参拝年中行事ノ一ツタル  
 寒中百日ノ荒修行ヲ了シタル行僧ノ御加持ヲ戴ク。午前九時  
 下総中山發房総半島ヲ一週シテ午後〇時半安房鴨川着自動  
 車ニテ小松原鏡忍寺・多門寺・清聴山日澄寺・高生寺・小湊  
 水族館等参拝・見学ノ上、小湊第一ノ小湊ホテルニ投宿。

○二月十一日 紀元節午前六時半、小湊ホテル發。日蓮寺・妙蓮寺・誕生寺・  
 鯛ノ浦等参詣。午前八時半小湊駅乗車。大綱成東ヲ經テ成田  
 着。成田不動尊宗吾神社参拝午後五時頃上野着駅前一泊。  
 夜ノ東京見物。

○二月十二日 午後二時半頃マデ東京見物(費用各自負担)。午後三時十分  
 東京駅發。午後七時五十三分袋井着。目出度解散。

● 新袋井駅往復賃金

芝	10
新岡崎	15
新横須賀	20
野中賀	25
野野	25
南大坂	30
新三俣	30
合戸	40
池新田	50
佐倉村	50
豊福	25
梅山	20
幸浦	25

中間停留所  
 運賃同一  
 大割引

主催 中遠鐵道旅行社

電話五十番ノ甲

(二紙、縦一八二mm×横二六四mm)

## 12、「入営兵見送方ニ関スル件依頼」

兵第三六号

(一九三九年)

昭和十四年九月二十六日

上浅場村役場 (印)

『鈴木重恵茂』殿

(異筆)

入営兵見送方ニ関スル件依頼

昭和十三年度壮丁入営者、左記ノ者ノ出発日時決定候条、御見送方御配慮相煩度、此段御依頼候也。

記

八幡神社	芝 駅	袋井 駅	入 営	字	氏 名
集 合	乗 車	乗 車	部 隊	羽 浅	「c」君
九月三十日 午前八、四〇	全 九、二六	全 九、四五	輜重兵 第三聯隊		

(一紙、縦二四三mm×横一六一mm)

## 13、浅羽常設委員『大正十五年以后 議事録』(抄出)

(前略)(一九四二年)

昭和拾七年一月拾六日十戸長会 一折役

(中略)

一、応召及ヒ入営兵ニ対シ、是迄ハ、防蝶<sup>課</sup>関係上、歡送迎ハ成可ク質素ヲ宗トシ

テ、一般出迎等廃シタリシガ、日英米戦布告セラレタルニ付、今後ハ、字一般者ノ見送及出迎等ヲ実行スル様、此当局ヨリ申合ニ付、班長ノ決議ヲ求ム。

(後略)

(縦帳、罫紙使用、縦二四四mm×横一八〇mm×厚三九mm)

## ◎駿甲鉄道

## 14、浅羽要衛武家文書「証」(二点)

(1)

証

一、金拾参円五拾銭

但明治卅年九月分俸給

右、正<sub>ニ</sub>請取候也。

明治卅年十月五日

技手

村松仙太郎(印)

駿甲鉄道株式会社

御中

(二紙、縦二四三mm×横一六九mm)

(2)

証

一、金拾参円五拾銭

但明治卅年十月分俸給

右、正<sub>ニ</sub>請取候也。

明治卅年十月十八日

技手

村松仙太郎(印)

駿甲鉄道株式会社

御中

(二紙、縦二四三・五mm×横一七二mm)

## 15、浅羽要衛武家文書「竹内健三郎書状」

拜啓、盛暑難<sub>レ</sub>凌候処、芳門益御壮栄奉扑賀候。爾来俗務ノ為メ御無音勝<sub>ニ</sub>御座候。  
〔手脱丸〕  
 何<sub>レ</sub>拜晤可<sub>ニ</sub>申述<sub>ニ</sub>候得共、暑中御窺申上候。偕御令息義、是迄本県庁ニ於テ測量  
 技手御勤務被<sub>レ</sub>遊居候処、御辞任被<sub>レ</sub>成、今回駿甲鉄道測量方御担任相成候趣、新  
 聞紙上ニテ一見仕候。就テハ該駿甲鉄道測量模様是非承知仕度存居候得共、其道  
 無<sub>レ</sub>之。誠ニ困却仕居候間、何卒右之旨貴君ヨリ御令息へ御紙面相願度、尤昨今ハ  
 測量ニ着手後間モ無キ様ニ存候得共、乍<sub>ニ</sub>御面倒<sub>ニ</sub>、測量中時々小生へ直接御通報  
 相願度、乍<sub>レ</sub>恐此段御依頼申上候。勿<sub>レ</sub>頓首。

尚々、右<sub>ニ</sub>付、御令息様へ小生ノ居所御通報願度候。

七月廿八日

竹内健三郎

浅羽要衛茂君

(綴に収録、綴 縦二五三mm×横一七三mm×厚二mm)

## 【参考文献】

- 1、『中遠鐵道創業三十周年記念誌』（柴田佐平次代表発行・編集、非売品、一九四二年）。
- 2、浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」〔『東京教育大学地理学研究报告』九、一九六五年）。
- 3、野田正穂ほか編『日本の鉄道——成立と展開——』（日本経済評論社、一九八六年）。
- 4、浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編三 近現代』（浅羽町、一九九七年）。
- 5、森信勝『静岡県鉄道興亡史』（静岡新聞社、一九九七年）。
- 6、浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 通史編』（浅羽町、二〇〇〇年）。
- 7、藤枝市郷土博物館編集・発行『懐かしの軽便鉄道いまむかし』（二〇〇一年）。
- 8、浅羽町郷土資料館編『浅羽町郷土資料館報告 第三集 碑文等調査報告書 記念碑・墓誌・頌徳碑・句碑など 附 梵鐘銘文』（浅羽教育委員会、二〇〇三年）。
- 9、浜岡町史編さん委員会編『浜岡町史資料編別冊 四 証言集町民が語る近現代の歩み』（御前崎市、二〇〇五年）。
- 10、岡本憲之『軽便鉄道時代 北海道から沖縄まで“せまいせんろ”の軌跡』（JTBパブリッシング、二〇一〇年）。
- 11、平山昇『鉄道が変えた寺社参詣 初詣は鉄道とともに生まれ育った』（交通新聞社新書、二〇一二年）。
- 12、森信勝『静岡県鉄道軌道史』（静岡新聞社、二〇一二年）。
- 13、阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線—日本一の軽便鉄道—』（静岡新聞社、二〇一五年）。
- 14、老川慶喜『日本鉄道史 大正・昭和戦前篇 日露戦争後から敗戦まで』（中公新書、二〇一六年）。
- 15、袋井市歴史文化館『袋井と軽便鉄道』（二〇一七年）。

## 軽便鉄道関係資料集 一

二〇二〇年九月 初版発行

袋井市歴史文化館 編集



天津停留所

7888m

8400m

71854m

井

井

井

井

井

井

井

井

井

井

井

井

井

至

至

